



○長野県訓令第13号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように
改正し、平成14年12月1日から施行する。

平成14年11月28日

長野県知事 田中康夫

別表第3の1中 「 企画課 」 を

「 企画課
企画課地球環境室 」 「 企
企 地 」 に、

「 人事課
人事課行政改革推進室 」 を 「 人事活性課
人事活性課行政改革推進室 」 に、

「 財政課 」 を 「 財政改革課 」 に、

「 市町村課 」 「 市町村 」 を

「 市町村課
市町村課まちづくり支援室 」 「 市町村
市まち 」 に改める。

法規学事課行政情報室